

日本の貯蓄率は本当に高いか

一橋大学助教授
信州大学助教授
大阪府立大学講師
住友生命調査部
経済企画庁研究官

之雄雄彥幸
憲史文昌時
山岡竹口谷
高舟大關紫

一、問題の所在

わが国における家計の貯蓄率は高度経済成長以降、高水準に推移してきた。この「高い貯蓄率」あるいは欧米諸国との間の貯蓄率格差をめぐって、これまでに

多くの仮説が提示され、また実証が試みられてきた。高度経済成長期に試みられた分析には、たとえば次のようないふしがある。

①消費習慣仮説——所得の大幅な増加に伴って消費にタイムラグが生じた

とする分析

昇に伴う臨時所得の効果に着目した分析、

費の増加スピードが著しいため、生産性向上による人件費削減は、なかなか実現しない。

社会保険資産の蓄積が相対的に不足がちになると主張する分析。

このような高度経済成長と関連させた
主張にもとづくならば、高い貯蓄率は二

的なるものであつて、高度経済成長の終焉により貯蓄率は低下するはずであった。

しかししながら、表一の勤労者世帯の貯蓄率の推移にみると、近年の低成長下でも家計の貯蓄率は依然として高い水準を維持している。

こうした状況に対して、主として国際比較の観点から、

④高齢者世帯は貯蓄率が相対的に低い。この世帯の全世帯に占める割合はこれまでわが国では低かった。この点を重視したライフ・サイクル仮説に基づく分析、

⑤税制および資本市場の効率性の相違に着目した分析、

⑥遺産動機をはじめとする文化的社会的侧面に焦点を当てた分析、等々が新たに試みられている。

このように、日本の「高い貯蓄率」を解明しようとして数多くの仮説が提示されてきたが、「高い貯蓄率」自体に対しでは、これまでほとんど疑問が投げかけられなかつた。消費・貯蓄の概念は統計上、国ごとに異なることが少くない。また国際比較のさいに消費・貯蓄の概念が整合的に処理されているとは必ずしもいえない。

本稿では、所得・消費・貯蓄の概念を再検討し、貯蓄率を再定式化する。その上で一九八四年に実施された『全国消費実態調査』（以下、「全消」と略称する）の個票データを主として利用しながら貯蓄率を計算し直す。二節では、家計の所得・消費・貯蓄に関して『家計調査』および『全消』における定義を紹介した後、それと対比させる形でわれわれが貯蓄率計算で用いる定義を説明する。三節では、『全消』等を利用してどのような手順で所得・消費等の各項目を推計したかを述

表1 貯蓄率の推移
(全国 勤労者世帯)

1963年	16.2%	1976年	22.6%
64	17.1	77	22.8
65	17.2	78	23.0
66	17.6	79	22.4
67	18.4	80	22.1
68	18.6	81	20.8
69	19.2	82	20.7
70	20.3	83	20.9
71	20.1	84	21.3
72	21.6	85	22.5
73	22.5	86	22.6
74	24.3	87	23.6
75	23.0		

資料：總務廳統計局「家計調查年報」

二、貯蓄率の再定式化

率を推計する。五節では残された今後の課題について言及する。

【全消】は、約五万の世帯を対象として家計収支・資産および負債に関する事項を総合的に調査しており、わが国の消費統計としては最も信頼性の高いものの一つである。【全消】は総務省によって一九五九年から五年毎に実施されている。この種の調査としては、『家計調査』『貯蓄動向調査』『農家経済調査』『国民生活基礎調査』等もあるが、全世帯を対象としてフローとストックの両面から家計の実態を明らかにする調査は今のところ『全消』に限られている。

調査結果に関する諸々の計数は、「家計収支編」「耐久消費財編」「年間収入編」「貯蓄編」等々に分けて整理されてゐる。

『全消』における所得・消費・貯蓄等

の定義は『家計調査』と同一である。まず年間収入は、勤め先収入、事業所得、副業・内職収入、財産収入、社会保障給付、受贈金等、および現物消費から構成されている。年間収入から税金・社会保険料等の非消費支出を控除すると可処分所得となる。この可処分所得から消費支出を控除した残りは「黒字」と呼ばれている。従来、分析の対象とされてきた貯蓄はこの「黒字」に該当している。

所得をどのように定義するか。これは理論的にも実際的にもかなり複雑で難かい問題である。所得の定義は分析目的によって異なると考えるべきだろう。本稿では、家計の保有する資産から生み出される収益として家計の所得を定義する。この定義はサイモンズの所得の定義「ある家計が期初に所有している資産の総額を期末においても維持するという制約条件のもとで、一定期間中に消費しうる価値額の最大値」と基本的には同じであり、また包括的所得税のタックス・ベースとも理論的には一致している。

具体的には、保有資産を人的資産・金融資産・実物資産の三つに区分する。その上で、各資産から発生する所得ないし上昇する所得を項目ごとに積み上げる。すなわち人的資産から発生する所得として勤労所得・退職金・社会保障給付・事業所得等がある。金融資産から発生する所得として利子・配当や値上がり益がある。実物資産から発生する所得として賃貸料収入・値上がり益・帰属サービスがある。これらの所得のうち帰属サービスを除くと、いずれの所得も市場における評価が可能である。しかし帰属サービスは実際に市場では授受が行われない。そこで、その授受があたかも行われたかのように擬制的に考えて帰属サービスを推計する。

家計は消費を通じて効用（満足）を得るという観点から消費を考えることにしよう。そうすると、一定期間の消費支出の中には、当該期間中に費消し尽くす財貨・サービスに対する支出のみならず、帰属サービスを、発生所得に見合う形で計上することも必要となる。耐用期間の長い住宅や耐久消費財の購入に関しては家計は長期にわたってサービスを享受する。したがって、これらの財の消費支出は耐用期間を通して計上されるべきである。しかし『全消』を含む各種の消費統計では、推計上の制約から耐用期間の長い住宅の購入分は貯蓄に区分され、また耐久消費財は購入分が購入時に全額消費に区分されている。本稿では住宅・土地および耐久消費財について、その所有ないし使用から生み出されるサービス額を帰属計算で推計する。そして、これを可処分所得に加えると同時に消費支出も計上して貯蓄率を計算する。さらに社会

保険医療制度による現物給付分については、政府から家計にその分だけ所得が移転され、家計は移転所得に見合う金額を医療費支出として追加的に費消しているとした。このように医療サービスの現物給付分を所得と消費の双方に計上し現物給付分を所得と消費おより税金等の非消費支出の合計は恒等的に所得に等しくなる。このとき、貯蓄率は

したがって、われわれが貯蓄率の計算で用いた算式は以下のとおりである。

$$\text{貯蓄率} = \frac{\text{可処分所得}}{\text{可処分所得} + \text{年間収入} - \text{税金}}$$

家計の保有するすべての資産の評価額が一定期間中にどれだけふえたか。この金額を貯蓄（ネットターム）と定義すれば、貯蓄と消費おより税金等の非消費支出の合計は恒等的に所得に等しくなる。

（1）利子・配当等は『全消』では記入額が過小ないし未記入となっているケースが多い（総額ベースでみると普通世帯全体で三割程度の記入にすぎない）。そこで「年間収入調査票」に記載された利子・配当データをそのまま利用することはしなかった。代わりに「貯蓄調査票」に記載されている項目別金融資産現在高を利用して、利子・配当おより株式

のキャピタル・ゲインを推計した。具体的には、一九八四年の金融データに基づいて、各金融資産の年間名目収益率を、普通預金一・五%，定期性預金（銀行五・五%，郵貯四・五%）、信託五・九五%，と想定した。また株式に対する配当としては東京証券取引所第一部上場企業の平均配当利回り一・一九%を用いた。株式のキャピタル・ゲインについては、一九八四年一月末にいたる一年間の株価上昇率二七・三三%を用いた。

（2）親族等への仕送り金は、『全消』では送り手世帯の消費支出として扱われ、その他消費支出の一項目に計上されている。他方、親族等からの仕送り金は、受け手世帯の年間収入の一項目として扱われている。本稿では二重計算を避けるため、親族等への仕送り金を送り手世帯の年間収入から控除することとした。

同時に、親族等への仕送り金を送り手世帯の消費支出には計上しないように処理した。

（3）ローン金利は、『全消』では非消費支出の一項目に計上されている。預金の利子を所得として計上していることとの整合性を図るために、本稿ではローン金利支払分をあらかじめ所得から控除しておることとした。

B 税金

年間収入に対応した年間ベースの租税負担額は『全消』には記載されていない。

そこで「年間収入調査票」を利用して所得税・住民税の所得割分についての推計を行った。推計作業は各年次における税率法上の規定に沿って可能な限り忠実に進めた。

なお本稿で推計した税額は所得税・住民税のみであって、固定資産税をはじめとする他の税目については推計していない（従って、この分だけ推計された貯蓄率は過大となる）。また住民税の均等割分については、一律に道府県民税を七百円、市町村民税を二千円（年額）と仮定して計算した。

C 社会保険料

社会保険料本人負担分の年間負担額も『全消』には記載されていない。そこで、勤労者については、いわゆる大蔵省方式を用いて社会保険料を推計した。また非勤労者については、国民年金保険料（月額一人六千二百二十円）と国民健康保険料を推計した。国民健康保険料は『国民健康保険実態調査報告』に基づいて推計した。

D 實物資産の評価益

本稿では、一九八四年における住宅・土地資産の評価損益および耐久消費財の評価損益についてはゼロとした。

E 帰属家賃

帰属家賃は一般に、持家が賃貸されたならば市場で賃料がどのように評価されるかという観点から推計されている。

表2 家賃関数の推定結果

変数	パラメーター	t値
定数項	9643.051	6.15
P 1	28084.719	35.79
P 2	11627.888	14.06
P 3	3299.765	4.06
P 4	22627.985	28.74
P 5	- 7.323	- 0.01
C 1	- 4823.574	- 3.72
C 2	- 1321.720	- 1.03
C 3	10878.916	8.30
C 4	1582.834	0.77
B	10397.619	29.26
J 1	- 24332.786	- 27.50
J 2	- 16459.480	- 22.18
J 3	- 11484.342	- 17.00
J 4	- 8740.799	- 12.96
J 5	- 4409.273	- 6.28
F	34.64373	45.85

$$R^2 = 0.5171$$

標本数 = 13024

P……都市階級ダミー

1=人口25万人以上~35万人未満

2=人口20万人以上~25万人未満

3=人口15万人以上~20万人未満

4=人口10万人以上~15万人未満

5=人口10万人未満

標準=人口35万人以上

C……住宅の構造ダミー

1=木造

2=防火木造

3=鉄骨・鉄筋コンクリート造

4=ブロック造

標準=その他

B……浴槽の有無ダミー

B = 1有、B = 0無

J……建築時期ダミー

1=1944年以前

2=1945年~1960年

3=1961年~1970年

4=1971年~1975年

5=1976年~1980年

標準=1981年以降

F……延べ面積 (m²)

上記の家賃関数において都市階級を除くと、いずれの説明変数も個々の住宅の属性を示す変数であり、地域的に異なる家賃を説明する変数は都市階級ダミーだけである。都市階級は住宅の立地する市町村の人口規模によって分類されており、それが家賃関数のなかで借家に対する地域的な需要要因もしくは地域的な供給要因のいずれを代理するのか判然としない。

+ b₁ (都市階級 i のダミー変数)
+ b₂ (住宅の構造のダミー変数)
+ b₃ (浴槽の有無のダミー変数)

しかしながら、いずれの場合についても家賃の高さは人口規模の大きさに対応した水準となることが期待されている。

都市階級ダミーによって期待される効果を検討するために、『住宅統計調査』の借家世帯の個票データにもとづいて、

【4】式の家賃関数におけるパラメータを推定してみた。その推定結果は表二のとおりである。

推定結果によれば、人口規模と家賃の間に期待された関係は見出すことができない。それのみならず最も人口規模の大

きな都市階級よりも家賃関数が下方に位置する都市階級は人口十万人未満の都市に限られている。こうした結果は、都市階級のダミー変数が地域的に異なる家賃

を説明する指標として適切でないことを示している。

そこで、われわれは次のような家賃関数を想定して帰属家賃を推計することに

$$R/F = a_0 + a_1(V^H/F)$$

$$+ a_2(WC) + a_3(J)$$

..

【5】

ここで R は家賃額、 F は建築床面積、 WC は水洗便所の有無に関するダミー変数、 J は建築時期に関するダミー変数である。また、住宅資産評価額 V は建築時

期からの経過年数に応じて減価させた定係数が $a_0 \sim a_3$ である。家賃は五の大標本数のもとで自由度修正済み決

定係数が 0.5866 である。説明変数のなかでは住宅資産評価額・土地資産評価額・水洗式便所の有無の変数が統計的に有意である一方、建築時期ダミーはすべてが有意に影響しているとは必ずしもいえな

るといえよう。説明変数のなかでは住宅資産評価額・土地資産評価額・水洗式便所の有無の変数が統計的にきわめて有意である一方、建築時期ダミーはすべてが有意に影響しているとは必ずしもいえな

るといえよう。説明変数のなかでは住宅資産評価額・土地資産評価額・水洗式便所の有無の変数が統計的にきわめて有意である一方、建築時期ダミーはすべてが有意に影響しているとは必ずしもいえな

評価額である。土地資産評価額 V は敷地面積に住宅地の公示地価の中央値を乗じた値である。

【5】式の家賃関数を、『住宅統計調査』の借家世帯の個票データにもとづいて抽出率の逆数で重みづけした最小二乗法で推定した結果は表三のとおりである。

推定結果によれば、標本数一一、八一

六%とそれぞれ仮定したときの数値とはほぼ一致している。また、土地資産に対する年間名目収益率は一・六%と計測され

たが、これは、期待地価上昇率がわが国ではきわめて高いことによるものと解釈することができる。

【5】式の家賃関数にしたがって計算した一九八四年における持家の帰属家賃（平均値、中央値、変動係数）を県別ならびに年齢階層別に示したのが表四、表五である。

表3 家賃関数の推定結果

変数	パラメーター	t 値
定数項	-1522.292	-2.70
V^H/F	0.1603	51.98
V^L/F	0.01609	47.85
WC	4631.109	23.97
J 1	591.677	1.13
J 2	-1140.132	-2.30
J 3	-2799.559	-5.58
J 4	-270.990	-0.49
J 5	489.005	0.76
J 6	2195.262	3.84
J 7	-1044.550	-1.72
標準 = 1983 年		

表4 帰属家賃の都道府県別推計額

都道府県	平均値(千円)	中央値(千円)	変動係数(%)
1 北海道	919	712	81.3
2 青森	682	447	95.8
3 岩手	677	449	97.4
4 宮城	769	534	79.7
5 福島	624	429	90.2
6 茨城	885	599	89.1
7 栃木	901	647	84.8
8 群馬	926	663	87.1
9 埼玉	941	717	84.9
10 千葉	880	675	81.0
11 東京	1,318	1,158	61.7
12 神奈川	1,358	1,182	64.1
13 神奈川	1,766	1,554	62.8
14 神奈川	1,490	1,316	56.6
15 神奈川	965	677	91.0
16 神奈川	1,147	838	84.3
17 神奈川	1,276	1,034	73.7
18 神奈川	1,308	1,010	76.3
19 神奈川	1,177	967	75.0
20 神奈川	978	742	73.2
21 神奈川	1,085	810	80.0
22 神奈川	1,239	1,066	69.4
23 神奈川	1,429	1,213	66.9
24 神奈川	980	716	82.1
25 神奈川	1,069	711	91.8
26 神奈川	1,253	997	66.4
27 神奈川	1,243	1,033	71.8
28 神奈川	1,254	1,051	70.2
29 神奈川	1,214	1,063	67.4
30 神奈川	995	699	84.8
31 神奈川	927	691	77.1
32 神奈川	964	566	104.9
33 神奈川	932	633	94.5
34 神奈川	1,054	829	77.0
35 神奈川	1,066	786	80.0
36 神奈川	1,255	966	81.7
37 神奈川	1,195	846	97.3
38 神奈川	900	644	90.5
39 神奈川	857	632	88.4
40 神奈川	952	731	73.2
41 神奈川	846	558	92.5
42 神奈川	644	475	81.2
43 神奈川	967	728	82.5
44 神奈川	802	556	88.7
45 神奈川	685	439	92.2
46 神奈川	681	435	91.4
47 沖縄	1,429	1,301	78.7
全 体	1,153	936	78.4

表5 帰属家賃の年齢階層別推計額(1984年)

年齢階層	平均値(千円)	中央値(千円)	変動係数(%)
24歳以下	1,206	1,023	83.2
25~29	1,198	1,030	74.2
30~34	1,206	1,050	67.4
35~39	1,224	1,030	71.3
40~44	1,204	1,001	74.8
45~49	1,149	943	78.3
50~54	1,107	864	83.0
55~59	1,120	868	86.0
60~64	1,130	859	84.2
65~69	1,065	850	81.0
70~74	1,015	791	86.5
75歳以上	1,035	767	84.3
全 体	1,153	936	78.4

表6 宅地の敷地面積(所有者のみ、1984年)
(単位: m²)

年齢階層	平 均 値	中 央 値
24歳以下	187	163
25~29	187	161
30~34	218	186
35~39	222	183
40~44	238	198
45~49	247	208
50~54	283	240
55~59	320	260
60~64	344	275
65~69	364	269
70~74	336	265
75~	314	258
全 体	271	218

われわれが算出した持家の帰属家賃年額は全国平均値で一一五万円あまり(一九八四年)である。この値は、「全消」に記載されている帰属家賃の全国平均値四六・二万円強に比較して二・五倍の高い値となっている。一ヶ月十万円弱といふ家賃水準は持家を賃借すると仮定したときの家賃の支払い額を考えれば、ほぼ妥当な水準であると判断されよう。

帰属家賃の分布はいづれの県についても正の歪みを有し、バラツキも大きい。県別の平均値では、地価の高さを反映して東京都の帰属家賃が一七六・六万円と最も高い。一方、帰属家賃が最も安い県は秋田県であり、その平均値六二・四万円は東京都の三分の一強の水準にすぎない。

年齢階層別の平均値はどうか。高年齢

層ほど保有する敷地面積は広く(表6をみよ)、その土地資産額は大きいが、住宅は概して古い。それに対しても若年齢層ほど土地資産額は小さいものの、住宅の取得時期が新しいので、住宅資産の評価額は大きい。その結果、各年齢層間で大差ない帰属家賃を支出している。

さらに給与住宅、公営賃貸住宅、公団賃貸住宅(以下「給与住宅等」とよぶ)に関しても同様に帰属家賃を計算した。そのさい給与住宅等については

『全消』から建築時期に関する情報が得られないのでも、「住宅統計調査」にもとづいて求めた給与住宅等の平均経過年数一四年をここにおけるすべての住宅に適用した。推計結果によると、給与住宅等の帰属家賃は全国平均値で年額七〇・八万円強(一九八四年)となつた。この金

額は持家のそれの六〇%強である。「全消」に記載されている給与住宅等の家賃支払額は平均で一八・三万円弱である。したがって今回計算された帰属家賃と実際に支払われた家賃の差額分五二・六万円弱が会社あるいは公団・公社等から借りて所得移転されたことになる。

全国ベースの持家の帰属家賃は合計で二四兆九五八六億円と推計され、また給与住宅等の帰属家賃の差額分は合計で二兆一六三億円に達する。

F 耐久消費財の帰属サービス

家計は耐久消費財の所有なしし使用を通して長期にわたってサービスを享受する。この観点に立つと、その購入は住宅と同様に投資みなすことができる。この場合、家計において耐久消費財の所有から生み出されるサービスが消費支出額

ここでは、Dは耐久消費財のストック評価額、Cはサービス支出額、Yは利子率、Sは減価償却率、Pは耐久消費財の価格上昇率をそれぞれ表している。

耐久消費財のストック評価方法について次号で解説する。またYについては名目で年率五・五%と仮定した。減価償却率(耐用年数)は後述のとおりである。なお一九八四年における耐久消費財の価格上昇率については、すでに述べたようにゼロであると本稿では仮定した。

われわれの推計した耐久消費財のサービス支出額(グロースターム)は表七に示されている。

他方、「全消」報告の「家計収支編」には耐久消費財支出額が記載されている(表八をみよ)。われわれの推計した耐久消費財のサービスフローと比較したとき、「家計収支編」に計上されている耐久消費財支出はきわめて小さい。この一つ因は推計方法が相違している点にある。くわえて「家計収支編」における耐久消費財支出の計上には一部に記入もれの問題がないとはいえない点もある。一つの原

となる。ここでは、耐久消費財のサービス支出額(粗支出額、グロースターム)を、住宅の帰属家賃と同様に次式のように推計した。

$$C = (Y + S - P)D \quad \dots \dots [6]$$

表7 耐久消費財ストックのサービスフロー年額
(単位:円、1984年)

費目	サービスフロー額
住居・家具・家事用品	242,894
教養・娯楽	98,567
交通・通信	288,639
合計	630,100

因となっている。

表8には、「家計收支編」の耐久財消費支出および「耐久消費財編」の購入額について抽出率調整後の一世帯当たり平均値が示されている。耐久消費財支出は一ヵ月ベースに換算した計数である一方、また購入額(主要品目のみ)は調査年の一二月の購入予定を含めた年ベースの計数であり、購入数量に平均購入単価を乗じたものである。^{〔注3〕}このうち交通・通信については、「家計收支編」の計数の方が「耐久消費財編」のそれを大幅に下回っている。交通・通信の耐久消費財支出のなかで大半を占める品目は自動車である。「耐久消費財編」では一九八四年中の自動車購入台数は抽出率調整後の全世帯合計で新車二〇一万台である。この数値は、

表8 「全消」(1984年)における「家計收支編」と「耐久消費財編」の計数比較
(単位:円、年額、平均値)

費目	「家計收支編」における耐久消費財支出	「耐久消費財編」における耐久財購入額
住居・家具・家事用品	66,847	48,819
教養・娯楽	27,462	27,416
交通・通信	53,147	147,259
合計	153,800	223,494

G 住宅資産の減価償却額

住宅資産の減価償却額を推計する。

その耐用年数を大蔵省「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(一九六五年)にもとづいて、木造二四年、防火木造二二年、鉄筋・鉄骨コンクリート造六年、ブロック造四五年とそれぞれ仮定した。したがって、住宅資産の評価額を、

本稿ではそれぞれの耐用年数に対応して毎年九・二%、九・九%、三・八%、五

・〇%の一定率で減価させている。

住宅資産の減価償却額は所得の控除項目であり、貯蓄率に大きな影響を与える。

ここでは住宅の陳腐化が貸家市場でどのように評価されているかという観点から、

適用した減価償却率の妥当性を改めて検討することにしたい。

償却率の推計に際しては、帰属家賃の推計を利用した「5」式を基本モデルとし、これに修正を加えた。住宅資産の評

価額に関して、基本モデルでは減価償却

後評価額を用いたが、修正モデルでは同一の住宅を仮に一九八三年一〇月末に新しく建築したとしたらどの程度の工事

費用がかかるかを計算し、その金額を適用

する。すると、どうなるか。計算結果によれば、

一九八一年以降に建築した住宅資産の評価額に関するかぎり、その下落率は不安

定である。しかし一九八〇年以前に建築された住宅は、その評価額が毎年ほぼ八

%前後で下落している。この数値は、前述した構造別の耐用年数に対応した減価

却率を、構造別の貸家戸数のウェイトで加重平均した値に近接している。(つま

り貸家市場における評価に関する限り、

住宅資産の減価償却率を木造九・二%、

$$RN^H = \beta_0 + \beta_1 (VN^L/VN^H)$$

$$+ \beta_2 WC + \sum \beta_3 J_i$$

+ (誤差項) [7]

ここで V は減価償却前の住宅資産評価額

を表し、他の変数はすべて「5」式の時と同じである。「7」式のような定式化

によって減価償却率の評価が容易にできる。

推定結果は表九に示されている。それによると、一九八三年建築の住宅資産に対する収益率は一三・八九%である。また一九八二年建築の住宅資産の収益率は一一・一%、以下、一九八一年一二・九五%、一九八〇年一〇・五九%、一九七九年九・六七%、一九七六年一九七八八年六・八三%、一九七一・一九七五年六・〇七%、一九六一・一九七〇年四・九一%と住宅の陳腐化に応じて収益率が低下している。収益率の低下を年率で算出すると、どうなるか。計算結果によれば、一九八一年以降に建築した住宅資産の評価額に関するかぎり、その下落率は不安定である。

しかし一九八〇年以前に建築された住宅は、その評価額が毎年ほぼ八

%前後で下落している。この数値は、前述した構造別の耐用年数に対応した減価

却率を、構造別の貸家戸数のウェイトで加重平均した値に近接している。(つま

防火木造九・九%等に設定することは適当であると判断されよう。

H 耐久消費財の減価償却額

耐久消費財の減価償却額を厳密に推計するためには、保有品目の一つひとつについて購入時期を知ることが必要となる。このデータは一九七九年調査では与えられるが、一九八四年調査では前年までに

購入した品目の購入年が入手できない。ここでは、どの品目に関しても所有総数についてその平均経過年数を耐用年数の

年「国富調査」における家計資産の耐用年数と基本的に同じである)も示されている。その比較によると、大半の品目で

経過年数は耐用年数のほぼ半分となつていることがわかる。つまり上述のようなわれわれの仮定が必ずしも不適切ではないことが確かめられる。上述の仮定に疑問符がつくのは、主として布団乾燥機、セントラル・ヒーティング、音声多重テレビ、ビデオ等の新製品に限られよう。

I 医療現物給付額

『全消』においては、医療機関に支払う医療費は概ね社会保険医療の患者窓口負担額のみ計上されている。したがって、これを積み上げて算出したマクロペースの医療費は、国民医療費と比べると医療現物給付だけ過少となっている。そこで、本稿では医療サービスの給付にともなう移転所得相当分を次のような手順で推計した。

まず、職業区分が労務者・公務員・職員・法人経営者のいずれかに属する者および現在年齢が七〇歳以上の者については、本人窓口負担額をゼロとみなした。つぎに上記の二つのタイプ以外の世帯員費の窓口負担分が年間でいくらになつているかを推計した。具体的には「家計収支編」に計上されている「診療代」および「入院料」の二項目について合計(月

地域	年間計数
三カ月間における月平均の家計収支しか得ることができない。われわれの分析にとっては、月次データを年換算する必要がある。ただし、九月から一月までの三ヵ月間における月平均消費額を単純に十二倍しても、その値には季節性の存在のためにバイアスが生じるおそれがあり。そこで、われわれは、三ヵ月間の平均消費支出を年ベースに換算する倍率を一〇	『全消』では、九月から一月までの三ヵ月間における月平均消費額を単純に十二倍しても、その値には季節性の存在のためにバイアスが生じるおそれがあり。そこで、われわれは、三ヵ月間の平均消費支出を年ベースに換算する倍率を一〇

一九八四年の総務庁『家計調査』を用いて、まず一〇大品目別に九月から一月までの三ヶ月間の平均支出が年間支出に占める割合を求めた。ついで、地域別の換算倍率については自由度を確保するため、一九八三年から一九八五年までの『家計調査』を用いて一〇地域別の倍率をそれぞれ求めた。

表11 年齢別1人当たり医療費
(単位:千円)

年齢階層	1984年度
0歳~14歳	48.5
15~44	73.1
45~64	168.7
65歳以上 (70歳以上再掲)	406.7 (473.1)
全 体	123.1

資料) 厚生省『国民医療費』

表10 耐用年数と経過年数(中央値)

耐久消費財の種類	耐用年数	経過年数
ガスレンジ	8	4.15
ガスコンロ	8	4.14
電気レンジ	8	3.92
電気ストーブ	8	4.11
電気庫	8	3.55
電気冷蔵庫	8	4.32
電気掃除機	8	5.24
電気洗濯機	8	4.96
電気乾燥機	8	3.90
電気自動車	8	4.83
電気自動車	8	1.64
電気自動車	8	5.32
電気扇	8	5.19
冷房専用機	8	3.39
暖房専用機	8	3.44
冷房兼用機	8	2.13
温風暖房機	8	4.53
石炭暖房機	8	5.10
ガス暖房機	8	5.01
電気温風機	19	4.57
ガス温風機	8	5.15
電気温風機	8	4.64
ガス暖房機	8	0.85
電気暖房機	8	5.00
ガス暖房機	8	5.32
電気暖房機	8	2.78
ガス暖房機	8	5.19
電気暖房機	8	3.62
ガス暖房機	8	5.08
電気暖房機	8	5.12
ガス暖房機	8	5.20
電気暖房機	7	5.15
ガス暖房機	10	5.18
電気暖房機	7	5.25
ガス暖房機	7	5.21
電気暖房機	6	5.00
ガス暖房機	3	5.02
電気暖房機	8	2.50
ガス暖房機	4	2.61
電気暖房機	6	2.74
ガス暖房機	4	2.78
電気暖房機	3	3.85

なお、そのさい耐久消費財の購入額は消費支出の中から除いた。

四、貯蓄率の推計結果

表13は一九八四年について推計した結果であり、異なる所得および消費の概念に対応した貯蓄率が示されている。所得および消費の概念が変わったり、あるいは、その推計方法が修正されたりするとき、どれだけ貯蓄率が変わるかを知ることができる。なお表13における貯蓄率は、二人以上の普通世帯全体(農家を含む)を対象として、世帯属性ごとに集計された可処分所得および消費にもとづいて計算されている。ケース①とケース⑨で与えられ、一方、従来広く用いられてきた貯蓄率はケース①の場合であ

る。表13によれば、普通世帯全体の貯蓄率はケース①の二七・三%からケース⑨の一・五%へとドラスティックに変化する。

ケース②とケース①の差は〇・七%であり、これは利子・配当・株式キャピタルゲインを推計しなおしたこと、ローンの仕送り金を所得・消費から控除したことによってもたらされている。なお、ケース②では、利子・配当所得等を金融資産にもとづいて計算しており、ケース①に準じて利子・配当所得等を報告書に記載された計数とするならば、ローン金利控除の効果は四・三%となる。

ケース③とケース②の差は、総務庁が『全消』の調査結果を発表するさいに推計した帰属家賃の中の持家の帰属サービス分を、所得および消費の双方に計上したことによつてもたらされている。

表12 医療現物給付額の推計値

年齢階層	普通世帯	単身者世帯	合 計	現物給付率	(参考) 国民医療費総額
0~14歳	10,710	0	10,710	83.33%	12,853
15~44	30,949	1,157	32,106	81.74	39,278
45~64	41,232	2,112	43,343	91.74	47,247
65~69	9,423	1,308	10,731	96.34	11,139
70~	34,173	3,308	37,481	100.00	37,481
全 体	126,486	7,884	134,370	90.54	147,998

ケース④とケース③の差は持家に関してわれわれが推計した帰属家賃とケース③における帰属家賃の水準が大幅に異なるもので、両貯蓄率の差は二

表13 マクロの平均貯蓄率(1984年)

ケース	貯蓄率(%)
①	27.3
②	28.0
③	26.4
④	24.1
⑤	23.8
⑥	23.7
⑦	22.1
⑧	15.2
⑨	11.5

表14 可処分所得と消費支出の範囲

ケース	可処分所得	消費支出
①	「家計調査」全消における可処分所得	「家計調査」全消における消費支出
②	(ケース①の可処分所得) +(金融資産から計算した利子・配当等の収入) -「全消に記載されている利子・配当等の収入」 -(ローン金利支払額) (親族等への仕送り金)	(ケース①の消費支出) -(親族等への仕送り金)
③	(ケース②の可処分所得) +(「全消」に記載されている帰属家賃) (持家の修繕・維持費)	(ケース②の消費支出) +(「全消」に記載されている帰属家賃) (持家の修繕・維持費)
④	(ケース②の可処分所得) +(われわれが推計した持家の帰属家賃) (持家の修繕・維持費)	(ケース②の消費支出) +(われわれが推計した持家の帰属家賃) (持家の修繕・維持費)
⑤	(ケース④の可処分所得) +(給与住宅等の差額帰属家賃) (給与住宅等の修繕・維持費)	(ケース④の消費支出) +(給与住宅等の差額帰属家賃) (給与住宅等の修繕・維持費)
⑥	(ケース⑤の可処分所得) +(耐久消費財のサービスフロー)	(ケース⑤の消費支出) +(耐久消費財のサービスフロー) -耐久消費財の購入額
⑦	(ケース⑥の可処分所得) +(医療現物給付額)	(ケース⑥の消費支出) +(医療現物給付額)
⑧	(ケース⑦の可処分所得) -(耐久消費財の減価償却額)	(ケース⑦の消費支出)
⑨	(ケース⑧の可処分所得) (持家住宅の減価償却額)	(ケース⑦の消費支出)

表15 住宅の所有関係別にみた消費性向の分布(%)

消費性向	ケース②			ケース⑨		
	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)
0.2 未満	0.57	0.10	0.03	0.01	0.03	0.03
0.2-0.4	7.77	1.57	1.59	0.78	0.63	0.15
0.4-0.5	9.62	3.88	4.07	2.17	1.24	0.76
0.5-0.6	13.31	8.20	9.41	4.86	3.65	2.68
0.6-0.7	15.75	13.37	14.65	9.02	7.36	7.42
0.7-0.8	14.21	16.56	17.38	13.50	13.81	13.21
0.8-0.9	10.80	15.00	14.91	15.75	17.19	19.19
0.9-1.0	7.69	11.94	12.57	15.46	15.73	18.31
1.0-1.1	4.98	7.83	8.04	11.95	12.25	15.48
1.1-1.2	3.49	6.03	4.96	8.37	8.58	8.12
1.2-1.3	2.53	4.40	3.09	5.50	6.19	5.33
1.3-1.4	1.80	2.29	2.19	3.75	3.97	3.34
1.4-1.6	2.31	3.39	3.17	3.94	3.78	3.38
1.6-1.8	1.47	1.86	1.35	1.80	2.55	1.08
1.8-2.0	0.88	1.08	0.64	1.02	1.04	0.70
2.0 以上	2.79	2.50	1.98	2.13	1.99	0.81

注 (1)持家
(2)民営借家
(3)公営借家

・三%に達している。
ケース⑤の場合には、給与住宅等の差額帰属家賃の効果を知ることができる。
われわれの推計では、この場合、ケース④の場合よりも貯蓄率が〇・三%下落している。
ケース⑥は、ケース⑤までにおいて消費に計上されていた耐久消費財の購入額に代えて、耐久消費財のストックからもたらされるサービスフロー額を所得・消費に計上した計算結果である。ケース⑥の貯蓄率はケース⑤の場合と結果的に同じであった。

ケース⑦は医療現物給付の効果を示す。
医療現物給付に伴う移転所得を考慮する

と、貯蓄率はさらに一・六%低下する。

以上にみると、主として帰属家賃の再評価・医療現物給付・ローン金利支払い分・資産の減耗分などを調整すると、わが国家計の貯蓄率は一九八四年において一一・五%である。このうち株式のキャピタルゲインによる資産増を除くと、無職世帯では、ケース①よりもケー

ス⑨は、耐久消費財および住宅の減価償却分を調整した純貯蓄率を示しており、その計数は一一・五%となる。資産の減価償却分を調整した純貯蓄率とそれを調整しない粗貯蓄率との差は一〇・六%に達している。

り、その値は一五・二%となる。ケース⑨は、耐久消費財および住宅の減価償却の計数は一一・五%となる。資産の減価償却分を調整した純貯蓄率を示しており、その計数は一一・五%となる。

②の方が貯蓄率は大幅に高くなる。これは、無職世帯に多く含まれる高齢者世帯においてローン支払いがほとんどなく、当所得等が過小に記載されているからでかつ保有する金融資産に比べて利子・配当所得等が過小に記載されているからであると解釈できる。したがって以下の検討では、従来広く利用されてきたケース①に代えてケース②の貯蓄率を採用した

②の方が貯蓄率は大幅に高くなる。これは、無職世帯に多く含まれる高齢者世帯においてローン支払いがほとんどなく、当所得等が過小に記載されているからでかつ保有する金融資産に比べて利子・配当所得等が過小に記載されているからであると解釈できる。したがって以下の検討では、従来広く利用されてきたケース①に代えてケース②の貯蓄率を採用した

ケース②の計数においては、住宅の帰属サービスが考慮されていないため、貯蓄率の大きさは住宅所有の有無に大きく依存する。表一五は住宅の所有関係別にみた消費性向の分布である。それによると、持家世帯の消費性向の分布が借家世帯の消費性向の分布よりも下方に位置

表16 世帯区分別にみた消費性向の分布 (%)

消費性向	ケース②				ケース⑨			
	(1)	(2)	(3)	全体	(1)	(2)	(3)	全体
0.2未満	0.11	1.16	0.24	0.44	0.00	0.03	0.00	0.01
0.2~0.4	3.79	11.35	6.22	6.26	0.28	1.59	0.36	0.69
0.4~0.5	7.32	10.48	8.02	8.33	1.19	3.49	1.26	1.90
0.5~0.6	12.93	11.42	10.83	12.34	3.76	6.23	4.14	4.55
0.6~0.7	18.04	11.17	13.65	15.66	8.90	9.21	6.84	8.87
0.7~0.8	17.68	10.05	12.19	15.00	15.18	11.58	11.66	13.86
0.8~0.9	13.65	8.52	10.97	11.92	18.95	11.93	15.74	16.60
0.9~1.0	9.51	6.74	8.74	8.61	17.95	11.48	16.62	15.87
1.0~1.1	5.65	5.41	5.92	5.60	13.37	9.61	12.60	12.16
1.1~1.2	3.44	4.28	5.99	3.85	8.29	7.82	8.94	8.18
1.2~1.3	2.26	3.54	4.01	2.76	4.94	6.12	6.30	5.39
1.3~1.4	1.38	2.75	2.70	1.88	2.76	4.98	5.26	3.60
1.4~1.6	1.63	3.89	3.61	2.45	2.37	6.27	4.56	3.70
1.6~1.8	0.91	2.51	2.03	1.47	0.96	3.34	2.13	1.76
1.8~2.0	0.44	1.59	1.37	0.85	0.39	2.08	0.97	0.95
2.0以上	1.25	5.15	3.52	2.58	0.70	4.25	2.63	1.91

注 (1)勤労者世帯

(2)無職世帯を除く非勤労者世帯

(3)無職世帯

することがわかる。契約貯蓄的な観点から主張される、住宅取得の実績が貯蓄率を引き上げるという仮説は、事実にものづくわれわれの分析結果からは認められない。したがつて持家世帯と借家世帯の消費性向の差は、主として借家世帯の家賃支払額に起因していると判断してよいだろう。同じく表一五に、ケース⑨の場

合における消費性向の分布が示されている。それによると、持家世帯と借家世帯の消費性向は大差ない分布を示している。これは興味深い事実である。

表一六には、ケース②とケース⑨について消費性向の分布がそれぞれ示されている。二人以上の普通世帯における消費性向はケース⑨では○・八〇一・〇を中心

として広く分布していることがわかる。実質的な意味において所得以上に消費している世帯は、ケース⑨の場合において普通世帯全体の三五・八%がこれに該当し、これらの世帯では実質的に資産を食いつぶして消費していると思われる。すなわち実質的に貯蓄を取り崩している世帯はかなりの比率に達している。「わが国は欧米各国に比較して強い貯蓄選好を有する」というのが、これまでの常識的な見解であった。われわれの発見はこのような見解に反する衝撃的な結果であると言えよう。

貯蓄の取り崩しは、高齢者世帯の比率が高い無職世帯において顕著である。貯蓄を取り崩している世帯の割合は、無職世帯では四一・八%に達している。高齢者世帯の分析においては単身者世帯をも対象としなければならないが、ここで示される結果は今後の分析に一つの目安を与えるものであろう。

五、結びに代えて

われわれは本稿において、まず所得・消費に関する概念を欧米諸国の計数と比較することができるよう調整した。また帰属家賃や利子・配当等の計数を、現実に近いものにするために再推計した。その上で、わが国の貯蓄率が本当に高いかどうか調べてみた。

その結果、わが国の家計部門における貯蓄率は一九八四年において一・五%であることが判明した。わが国の貯蓄率は必ずしも高くないという結論が導かれただのである。ここでは貯蓄率の水準よりも、貯蓄率の低下幅こそ注目されて然るべきであろう。

貯蓄率の大幅な低下は主として次の四つの要因によつてもたらされた。
 (1) 土地価格を明示的に取り入れて負担分以外の医療給付) を、現物収入・現物消費として処理したこと、
 (2) 医療費の健康保険負担分(窓口控除したこと、
 (3) ローン金利支払い分を所得から(4) 耐久消費財および住宅の減耗分を考慮に入れたこと。

わが国の地価の水準はきわめて高い。また政府の寛大な福祉政策によって社会保険医療の守備範囲はかなり広く、かつ窓口負担分は一〇%前後と極端に低い。さらに住宅ローンや消費者ローンはすでにかなり普及している。くわえて住宅・耐久消費財は相対的に耐用年数が短いため、その減耗額は毎年巨額に達している。このような点を踏まえれば、日本の貯蓄率(ネットターム)がそれほど高くないという結論はとくに驚くにはあたらない性格のものである。むしろ、これまでの「日本の貯蓄率は高い」という通念こそ

疑つてかかるべき「事実」だったのでは
ないだろうか。

減価償却前の粗貯蓄ベースでみると、
日本貯蓄率は確かに高い。しかし資産純

増分をみると、その値は一九八四年では
を計算すると、その値は一九八四年では
一一・五%であった。貯蓄すれども資産
は（大きく）ふえず、というのが一九八

四年の実態であつた。

本稿をとじるにあたつて、今後における
課題を二、三指摘しておこう。まず、
本稿では公教育における現物給付分につ
いては所得・消費の調整をしなかつた。
（後に、貯蓄率を国際間で厳密に比較
するためには、所得・消費に関する概念
を各國間で統一する）ことがまず必要とな
る。また各國の統計データには、各國固
有のくせや特徴がある。今回、日本の統
計がどの程度信頼できるかをチェックす
るために相当の時間とエネルギーを必要と
したが、このような事情は各國でもほぼ
同様であろう。各國において自國の統計
資料に精通した専門家がマイクロ・デー
タに基づいて貯蓄率を再検討することを
期待したい。そのような研究成果が出そ
ろつて、はじめて意味のある国際比較が
できるようになる。

わざと、本稿の結論はなんらかの政策
的提言を直接の目的としたものではない。
本稿におけるわれわれの関心は、あくま

でも事実の発見とその解明にある。政策
的含意については、問題をもう少し広く
設定しなおした上で別の機会に譲じるこ
とにしたい。

われわれは今回、貯蓄率を検討するた
めに土地・住宅・耐久消費財等について
その評価額をあわせて推計した。その概
要は次号で紹介した。

われわれは今回、貯蓄率を検討するた
めに土地・住宅・耐久消費財等について
その評価額をあわせて推計した。その概
要は次号で紹介した。

なる世帯もある。このような世帯の数が比
較的大い場合には、三五・八%という割合
には留保が必要となる。

（注7）ほぼ同様の結論が一九七九年の「一
タ」によても導かれる。

（注8）この点は諸外国の計数と比較する必
要がある。

（注9）他方貯蓄率を上昇させる調整項目と
して、（1）利子・配当・株式のキャピタル
ゲインの再推計（2）親族への仕送り金の
控除（3）耐久消費財購入額の控除、など

がある。

（注10）一九八六年・一九八七年においては
巨額にのぼる土地・株式のキャピタルゲイ
ンが発生している。このような「意図せら
る貯蓄」が巨額に発生した年次に因する限
る本文と同じペーパーは成立しない。

（参考文献）

1. D. W. Blades & P. H. Sturm (1982),

The Concept and Measurement of Savings:
The United States and Other Industrialized
Countries," in *Saving and Government Policy*,
Conference Series No. 25, The Federal Reserve
Bank of Boston.

2. The Economist (1988), "Smaller
Savings for Rainy Days," March, 19.

3. P. Falush (1988), "Saving Too Little,
Borrowing Too Much," Post Magazine, 30
June.

4. F. Hayashi (1986), "Why Is Japan's
Saving Rate So Apparently High?" in Mac-
roeconomics Annual, Vol. 1, NBER

5. 堀家康熙 (1985) 「家計貯蓄率の動向」
〔金融研究〕 4 (3).

6. C. Y. Horikoshi (1985), "A Literature
Survey on Household Saving in Japan: Why
Is Japan's Saving Rate So High?" unpubli-

shed.

7. 溝口穎行 (1988) 「日本の消費関数分
析の展望」 [経済研究] 39 (3).

8. 日本銀行調査統計局 (1988), 「米国の
家計部門の貯蓄について」 [日本銀行調査月
報] 六月号。

9. 大前研一 (1988) 「日本は貯蓄大国」
〔オラソ〕 [文芸春秋] 5月号。

10. H. C. Simons (1988), Personal Income
Taxation, University of Chicago Press.

11. L. Summers and C. Carroll (1987),
"Why Is U. S. National Saving So Low?"
Brookings Papers On Economic Activity, 2.

（注5）一九七四年以前に購入した耐久消費
財をすべて一九七四年に購入したとみなし
ることにより、耐久消費財のストックがや
や過大に推計されてくる。〔国民経済計算〕
等の統計におけるベーリングとの対比から、
过大推計分を修正するも、貯蓄率は一・一
%から一・七%上昇すると推測である。

（注6）四半期」との消費支出額が大きく異

